

竜王町不妊治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子を欲しながら不妊症のため子に恵まれず不妊治療を行っている夫婦に対して、治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「不妊症」とは、医師が不妊症と診断したものをいい、「不妊治療」とは、妊娠を可能にする治療をいい、「治療費」とは、不妊症にかかる保険診療適用外の治療費をいう。ただし、次に掲げる不妊治療は除くものとする。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供を受けて行う不妊治療
- (2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に、医学的な方法で注入して行う不妊治療
- (3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者に医学的な方法で注入して行う不妊治療

(対象者)

第3条 この要綱による助成の対象者は、次のとおりとする。

- (1) この助成の申請日において法律上の婚姻をしており、夫婦の一方または双方が、1年以上竜王町内に住所を有していること。
- (2) 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成の決定を受け、自己負担額の全額を助成されていないもの。ただし、人工授精等一般不妊治療（以下「一般治療」という。）のみの申請はこの限りではない。
- (3) 助成申請時において、夫婦それぞれに町税の滞納がないこと。

(助成金の額および回数)

第4条 この要綱に基づく助成金の額は、保険診療適用外の治療費から、滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成額を差し引いた額の2分の1（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が10万円を超えるときは、10万円とする。

- 2 前項に該当しない一般治療に対する助成の額は、1回の治療に要した額の2分の1（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が10万円を超えるときは、10万円とする。
- 3 助成金の交付を受けることができる不妊治療は、10回を限度とする。
- 4 第1項および第2項の費用の額の算定は、治療が終了した日に属する年度内で算定する。
- 5 医療保険各法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則等で、不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合には、その額を控除する。

（助成金の交付申請）

第5条 申請者が助成金の交付を受けようとするときは、竜王町不妊治療費助成金交付申請書（別記様式第1号）および竜王町不妊治療費助成事業受診証明書（別記様式第2号）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の適否を決定し、竜王町不妊治療費助成事業決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。ただし、不承認と決定したときは、竜王町不妊治療費助成事業不承認決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受け、助成金を請求しようとするときは、町長に請求するものとする。

（助成金の返還）

第8条 町長は、虚偽、その他の不正手段により助成金の交付を受けた者に対して、竜王町不妊治療費助成金返還通知書（別記様式第5号）により支給した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（記録の保存）

第9条 町長は、助成金の交付状況を明確にするため、竜王町不妊治療費助成金交付台帳（別記様式第6号）に記録するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度から平成26年度までの助成事業について適用する。